ふじみ野市上下水道課

直結増圧給水方式施工基準

令和８年４月１日　管理者決裁

１　総則

・・・・・・1

２　給水装置の構造

・・・・・・3

３　給水装置の設計

・・・・・・5

４　工事の施行

・・・・・・6

５　検査

・・・・・・7

６　維持管理

・・・・・・8

様式等

・・・・・・9

１．総則

１．趣旨

この基準は、ふじみ野市水道事業（以下、「水道事業」という）における直結増圧給水方式（以下、「増圧式」という）の設計及び施工に関し必要な事項を定めるものとする。

２．定義

増圧式とは、配水管と直結された給水管の途中で増圧給水設備を利用する方式の給水をいう。

３．適用条件

増圧式を設置するときは、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（１）　増圧式採用予定敷地内のメータ口径（集合住宅等においては親メータ）が５０ミリ以下であること。

（２）　配水管から分岐する分水口径は、下記のとおりとする。

分水φ３０ｍｍ⇒配水管φ５０ｍｍ以上・分水φ４０、５０ｍｍ⇒配水管φ１００ｍｍ以上・分水φ７５ｍｍ⇒配水管φ１５０ｍｍ以上

（３）　分岐させる配水管の管種については、耐震管であることが望ましいため、管理者と十分な協議を行うこと。

（４）　新設の給水装置であることを原則とするが、次記（８）の条件を満たすものであれば、既設給水管の使用を認める。

（５）　増圧式採用予定敷地内での一日における最大使用水量が５０立方メートル以下であること。

（６）　増圧式の口径別最大給水戸数の目安は次のとおりとする。

口径 （親メータ）	最　大　給　水　戸　数	
	2LDK ファミリータイプ φ２０ｍｍメータ（１２栓）	1LDK ワンルームタイプ φ１３ｍｍメータ（６栓）
φ２５ｍｍ	３戸	６戸
φ３０ｍｍ	８戸	１７戸
φ４０ｍｍ	２０戸	４０戸
φ５０ｍｍ	４０戸	８０戸

（７）　増圧式採用予定敷地は、水圧測定、水理計算等により必要な水量及び水圧が安定的に確保できることが確認できること。

（８）　既設給水管を使用し、増圧式に改造を行う場合は、次に掲げる条件を満たすものとする。

ア）既設給水管は、経年劣化を考慮し、既設の高置水槽等は原則として撤去すること。

イ）既設給水管は、老朽化等に伴う赤水等の発生による水質異常がないこととし、耐圧試験等により漏水のないことを確認すること。

ウ）出水不良、赤水、漏水又はその他の異常が発生した場合、給水装置の使用者又は所有者の費用負担により給水装置の改修を行うこと。

4．事前協議

（1）　増圧式を希望する者は、あらかじめ、水道事業へ「直結増圧給水方式事前協議申請書」に必要な図書及び仕様書等を添えて提出し、協議すること。

（2）　給水管を分岐しようとする配水管が行き止まり管の場合には、この配水管及び配水管から分岐している給水管を含めた水理計算を行い、給水に支障が無いことを確認すること。

（3）　共同住宅以外の建物は、建物内の使用形態が明確になり、使用水量が決定した段階で事前協議を行うこと。

（4）　事前協議の内容に変更があった場合は、再協議を行い、改めて増圧式の可否について承認を得ること。

（5）　設備はこの施工基準に沿ったものとするが、個別に協議を行うものとする。

２．給水装置の構造

５．給水装置の配管形態

給水装置は、水道事業の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及び、これに直結する給水用具であり、増圧式による給水装置は、故障や停電時の対応として直結給水栓を設置すること。

なお、緊急時を考慮し水栓柱形態が望ましい。

６．増圧給水設備

増圧給水設備は、増圧ポンプ及びこれに付帯する管類、継手類、弁類、圧力水槽、制御盤等であり、設置に関しては、次に掲げる要件を満たすものとすること。

（１）　増圧給水設備は、公益社団法人日本水道協会規格（以下「協会規格」という。）の「水道用直結加圧形ポンプユニット（ＪＷＷＡ Ｂ １３０）」の性能を有し、配水管への影響が極めて小さく、安定した給水をすることができること。

（２）　増圧給水設備は、１建物に対し１増圧給水設備を原則とすること。

（３）　増圧給水設備の口径は、増圧給水設備直近上流側の口径以下とすること。

（４）　増圧給水設備は、吸込側の水圧が異常に低下した場合（配水管の管芯レベルにおける水圧が０．０７メガパスカル以下）に自動停止し、水圧が回復した場合（配水管の管芯レベルにおける水圧が０．１０メガパスカル以上）に自動復帰するように制御されていること。

（５）　吸込側圧力発信器は、原則として減圧式逆流防止器の直近上流側とすること。

（６）　増圧給水設備の異常は、本体及び、管理人室等で検知し確認できること。

７．逆流防止装置

逆流防止装置は、給水装置の負圧や逆圧によって発生する逆流を防止し、給水の安全性を確保する手段として設置する器具の総称であり、対象となる給水器具の危険性を考慮し、適切な逆流防止の装置の設置を行うために次に掲げる要件を満たすこと。

（１）　減圧式逆流防止装置は、協会規格の「水道用減圧式逆流防止器(ＪＷＷＡ Ｂ １３４）」を基準とし、ポンプユニット内に設置すること。

（２）　増圧式における共同住宅の各戸は、水道メータの下流側に、協会規格の単式逆流防止弁の性能を有する装置を設置し、メータユニットを使用すること。

（３）　減圧式逆流防止器の上流側には、ストレーナを設置すること。

（４）　減圧式逆流防止器の中間室逃がし弁の排水は、適切な排水口空間を確保した間接排水とすること。

（５）　減圧式逆流防止器は、警報装置により増圧給水設備本体及び管理人室等で異常な外部排水の確認ができること。

８．水道メータの設置

増圧式において、増圧給水設備以降の給水管や給水栓等も給水装置として位置づけられるため、水道メータ設置位置等は、次に掲げる事項によるものとすること。

（１）　共同住宅に設置する水道メータは、各戸に設置することを原則とすること。

また、その場合は検針及び交換作業が容易となるように、埋設された平置きのメータボックス内又はパイプシャフトスペース内とすること。

あわせて、増圧給水設備の上流側に水道メータ（参考（親）メータ）を設置し、建物全体の使用水量が計量できること。

なお、参考（親）メータは官民境界から２メートル以内で、蓋の上に車など検針等の障害になるものが置かれない場所へ設置すること。

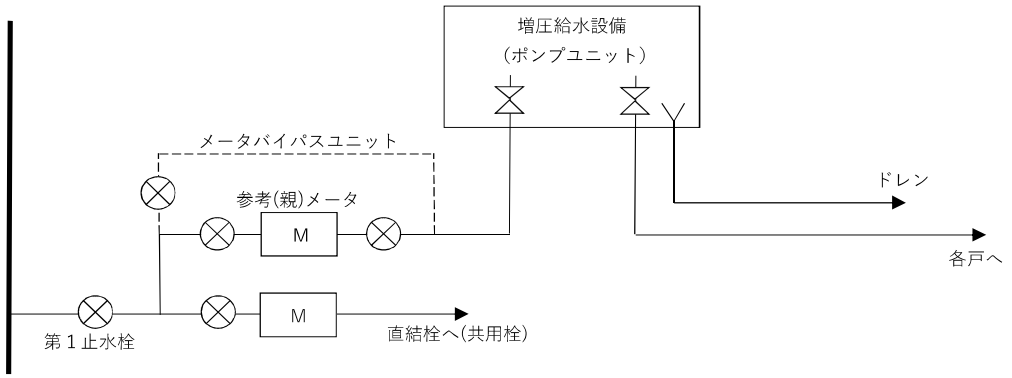
（２）　共同住宅にあっては、参考（親）メータ交換作業時の断水影響を回避できるよう、メータバイパスユニットを設置し、鍵等は管理者（市）に預けること。

（３）　共同住宅以外の建物の水道メータは、増圧給水設備の上流側に設置すること。

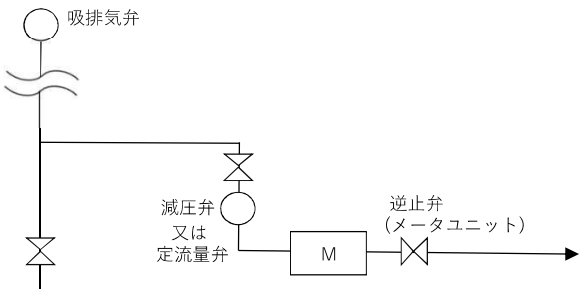
また、設置位置については共同住宅に対する設置位置に準じるものとすること。

（４）　パイプシャフトスペース内に水道メータを設置する場合で、各階に共用栓及び消火栓補給水槽用の給水栓を設置する場合は、原則として最上階のパイプシャフトスペースに設置すること。

〈給水装置(例)〉



〈各戸給水装置(例)〉



3．給水装置の設計

9．計画使用水量の算定方法

給水装置の設計に用いる計画使用水量は、給水装置内に設置されている給水用具のうちから、いくつかの給水用具を同時に使用することによって、発生する水量（以下「同時使用水量」という。）とし、次に掲げる事項により算定すること。

（1）　増圧式による共同住宅の同時使用水量は、原則として水道施設設計指針等により算出すること。

この場合、ワンルームタイプは、ファミリータイプの６５パーセントとして算出すること。

ただし、給水戸数が２戸以下の同時使用水量は、ファミリータイプで同時使用率の水栓数を２栓とし、２４リットル／分・戸、ワンルームタイプでは同時使用率の水栓数を１．５栓とし、１８リットル／分・戸とすること。

なお、一戸当たりの平均居住人数が４人以下の場合は、居住人員数より同時使用水量を算定することができる。この場合、給水装置工事主任技術者の判断により、ファミリータイプは４人、ワンルームタイプは２人とすることができる。

（2）　共同住宅以外の同時使用水量は、計画１日最大給水量、給水用具と同時使用水量比、又は給水用具給水負荷単位により算出すること。ただし、上記の算定式によりがたい場合は、施設の実態に応じた計算式によることができる。

（3）　共同住宅部分と共同住宅以外の部分が混在する場合の同時使用水量は、部分ごとに算出し、その水量を合算すること。

（4）　水理計算は、増圧給水設備の上流側直近において、負圧でないことを確認し、必要に応じて増圧給水設備から末端給水栓までの水理計算を行うこと。

１０．給水管口径の決定

給水管の口径は、次に掲げる事項を考慮して決定するものとする。

（1）　給水管の口径は、配水管の最小動水圧時においても、同時使用水量を十分供給できるもので、経済性も考慮した大きさとすること。

（2）　給水管の口径は、水理計算により決定するものとし、最低作動圧力を必要とする給水用具がある場合は、最低必要圧力に考慮して決定すること。

（3）　給水管の口径は、原則として瞬時最大給水量時において管内流速が毎秒２．０メートルを超えないこと。

（4）　増圧給水設備下流側の口径は、原則として上流側の口径以下とすること。

４．工事の施行

１１．増圧給水設備の設置位置

増圧給水設備の設置位置は、原則として１階以上かつ点検が容易にできる場所とし、必要に応じて防音措置を施すとともに、安定した給水が確保され、かつ増圧給水設備の機能を有効に活用できるような適切な場所を選定すること。

１２．配管上の留意事項

（１）　配水管から分岐した給水管は、官民境界から１メートル以内に第一止水栓を設置すること。

（２）　増圧給水設備の上流側及び下流側に、適切な止水栓を設置すること。

（３）　増圧給水設備の下流側に水道メータを設置する場合は、メーター次側に減圧弁又は定流量弁等を設置すること。

（４）　パイプシャフトスペース内に水道メータを設置する場合において、建物の立ち上がり管の最上部には吸排気弁を設置すること。

（５）　増圧式で既設給水管を使用する場合は、既設給水管の概要（配管経路、設置年度）を十分把握し、使用者又は所有者の責任において行うこと。

５．検査

１３．検査

増圧給水設備の検査は次に掲げる事項について行うものとする。

（１）　増圧給水設備及び減圧式逆流防止器の設置が基準に適合していることを確認すること。

（２）　増圧給水設備、減圧式逆流防止器及び管理人室等に警報装置が設置されていることを確認すること。

（３）　事故等の連絡先を表記した掲示板が設置され、維持管理体制が整っているかを確認すること、なお、増圧給水設備についての耐圧試験は行わないものとするが、一部に直結給水の水栓がある際には、その水栓に対しての試験は行うこととする。

６．維持管理

１４．承諾書等の提出

増圧給水設備の検査は次に掲げる事項について行うものとする。

（１）　増圧式による給水装置工事の申込者は、申込時に直結増圧給水方式条件承諾書を、水道事業に対し提出すること。

（２）　増圧式による給水装置工事の申込者は、増圧給水設備及び減圧式逆流防止器の保守点検契約書の写しを水道事業の求めに応じて提出すること。

１５．維持管理

増圧給水設備及び減圧式逆流防止器の維持管理の責任は所有者とし、次に掲げる事項について十分留意するものとする。

（１）　増圧給水設備及び減圧式逆流防止器は、１年に１回以上の定期点検を行い、その記録は１年以上保存すること。

（２）　所有者は、停電・故障等により増圧給水設備が停止し断水となった場合、１階以下に設置した応急給水用の直圧給水栓が使用できることを関係者・使用者に周知すること。

（３）　所有者は、増圧給水設備及び減圧式逆流防止器の故障等の場合に備え、非常時の緊急連絡先を設備本体及び管理人室等に明示し、関係者・使用者に周知すること。

また、専門的な技術を持った製造業者等と保守点検契約を締結すること。

（４）　所有者は、配水管の工事又はメータ交換等に伴う断水が起きた場合、当該作業が円滑に実施できるように協力すると共に、水道事業にてメータ交換を実施する場合、専門的な技術をもった者を状況に応じ立ち会わせること。

（５）　参考（親）メータ以下の漏水等の修理、また事故の処理は所有者又は使用者の責において行うこと。

（６）　増圧給水設備を含む給水装置の工事費用及び保守点検に係る費用は、所有者の負担とすること。

附記

この基準は、令和８年４月１日から実施する。

様式第1号　　受付No.

直結増圧給水方式事前協議申請書

年　　月　　日

ふじみ野市水道事業

ふじみ野市長　　あて　　給水装置工事申込者(所有者)

住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号

次のとおり給水方式について事前協議を申請します。

工事場所	ふじみ野市			
協議者	会社名及び氏名			
	住所			
	電話番号		担当者	
予定工期	着工:　　年　月　日		竣工:　　年　月　日	
計画建物概要	□新築　□既存　地上　階　地下　階			
	□共同住宅　□店舗併用住宅　□事務所併用住宅　□事務所 □その他　(　　)			
	住宅戸数　戸【□ﾌｧﾐﾘｰ(f)　□ﾜﾝﾙｰﾑ(o)　□混在(f　:o　)】			
給水方法	□直結増圧式			
	□併用式(　　)			
使用水量	計画一日最大給水量　m3/日			
	瞬時最大使用水量　L/min			
取出口径	配水管口径　㎜ ×　取出口径　㎜ ×　増圧設備口径　mm			
水道メータ設置計画	□各階メータ設置 φ　㎜ ー　戸		□参考(親)メータ　φ　㎜	
	□直結共用 φ　㎜ ー　個		□その他(　　)	

1.「案内図」「水道管管理図」「配置図」「平面図」「給水管系統図」「水理計算書」「既存水圧測定資料」その他必要となるものを添付し、2部提出してください。
(水理計算書はポンプメーカーが作成したものが必要となります)

2. 既存受水槽方式からの切替えの場合は、耐圧試験及び水質試験の証明書等を添付してください。

3. 事前協議の内容に変更が生じた場合は、再協議してください。

4. 事前協議書の処理期間は、修正・差替え等に要する日数を除き受付日を起算日とし、15営業日です。

様式第2号　　受付No.

直結増圧給水方式条件承諾書

年　　月　　日

ふじみ野市水道事業

ふじみ野市長　　あて　　給水装置工事申込者（所有者）

住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号

給水装置の設置場所	ふじみ野市 （建物の名称）
指定給水装置工事事業者	氏名又は名称 電話番号
増圧給水設備等の管理人	氏名又は名称 電話番号

直結増圧給水方式について次の事項を承諾いたします。

1. 故障時の対応

直結増圧給水は、断水や水圧低下のとき、受水槽のような貯留機能がないため水の使用ができなくなることを承知しています。なお、停電や故障により増圧給水設備が停止したとき、又は水圧低下により一時的な出水不良が発生したときは、直結給水栓を使用します。

2. 定期点検

増圧給水設備及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、1年に1回以上の定期点検を行うと共に必要な修繕を行います。

3. 損害補償

直結増圧給水方式に起因する事故が発生し、ふじみ野市水道事業及び他の使用者に損害を与えた場合は責任を持って補償します。

4. 管理人等の継承

所有者又は管理人を変更するときは、変更後の所有者又は管理人に増圧給水設備等が条件承諾付であることを熟知させ、条件内容を継承します。

5. 既設給水管の使用責任

既設給水管の使用による場合、これに起因する漏水及び赤水等が発生したときは、配管の布設替等を所有者又は使用者の責任において行い、ふじみ野市水道事業の指示において速やかに改善します。

6. 水道メータの管理及び取替え

水道メータは維持管理及び計量に支障のないようにするとともに、オートロック設備付共同住宅の場合は届出書を提出します。なお、ふじみ野市水道事業の業務に支障が生じる場合は指示において速やかに改善します。

また、計量法に基づく水道メータの取替え等の際にはふじみ野市水道事業に協力し、状況に応じ専門的な技術をもった者を立ち会わせます。

7. 条例・基準の遵守

上記各項のほか、取扱い上必要な事項については、ふじみ野市給水条例及びふじみ野市給水条例施行規程、ふじみ野市給水装置関係諸基準を遵守します。

8. 紛争の解決

上記各項の条件を関係者・使用者に周知徹底させ、直結増圧給水方式に起因する紛争等については、当事者間で解決し、ふじみ野市水道事業には一切迷惑をかけません。